国際私法期末試験問題

　次の㈠から㈢の問題について、解答しなさい。（裏も注意）

　持ち込みを一切認めません。準備した解答を記憶しておいて、教室で記述するように。用意した解答をその場で参照していると、不正行為です。厳正に対処します。

㈠　日本人であるXが渡米し、ＮＹのブロードウェイでダンサーを目指して修行していたところ、バーテンのアルバイトをしているアメリカ人学生Yと知り合った。二人は婚姻関係にある。YはXと暮らしていたNY州にある家を出て、Aという女性と同棲を始めた。間もなく、Xは日本（東京地裁）で、Yに対して、婚姻関係に基づき同居を求める訴えを起こした。XとYは、ともにＮＹ常居所を有する。わが国の裁判管轄が認められると仮定する。（計２１点）

　この事例に法の適用に関する通則法（以下、通則法）を適用して準拠法を決定する。

（１）単位法律関係は何か？（1点）

（２）通則法第何条が適用されるか？（1点）

（３）事件当事者と国（ないし州）との関連を整理すると、次のようになる。（各1点、計4点）

　　　①Xの本国はどこか？

　　　②Yの本国はどこか？

　　　③Xの常居所はどこか？

　　　④Yの常居所はどこか？

（４）（２）を適用して、準拠法がどこの法になるか解答しなさい。（５点）

（５）（４）に関し、段階的適用について事例に則して説明しながら、理由を述べよ。

（１０点）

㈡　韓国人Yは韓国から日本にやって来た１世であるが、不法滞在中に日本人Xと知り合い、日本で婚姻し、結婚生活を営んでいた。日本で、二人の子が出生し、子はいずれも韓国国籍である。XとYが不仲になり、Yが、Xに暴力を振るうようになったので、Xは別居し、わが国で離婚の請求をした。離婚については認められたが、親権者をXとYのどちらにするかが問題となった。どの国の法が適用されるか？Yには定職がなく、経済的に困窮しており、DVの加害者であったとして考えよ。（計４１点）

　　なお、当時の韓国法は、法律上、自動的に父を親権者とする。日本法は、子の福祉の観点から、父又は母を親権者とする（民法８１９条参照）。

（１）単位法律関係を「親子の法律関係」とすると通則法何条が適用されるか？（１点）

（２）事件当事者と国との関連を整理すると、次のようになる。（各１点、計４点）

　　　①Xの本国はどこか？

　　　②Yの本国はどこか？

　　　③子の本国はどこか？

　　　④当事者全員の常居所はどこか？

（３）（１）を適用して、準拠法がどこの法になるか解答しなさい。（５点）

（４）（３）に関し、段階的適用について事例に則して説明しながら、理由を述べよ。（１０点）

（５）通則法４２条の公序について、次の設問に解答しなさい。

　　①韓国（家族）法とわが国民法の内容と、これを本件に適用した結果を述べよ。（５点）

　　②事件当事者とわが国との関連性の厚さについて事例を用いて説明せよ。（６点）

　　③公序則を適用した結果について説明せよ。（１０点）

㈢　国際私法の授業を受けて、最も印象に残ったことを自由に論じなさい。講義で聞いた特定のトピックを例に挙げながら、答えること。（１０点）